

鹿児島外洋帆走協会 会則

<名称>

第1条 この会は、鹿児島外洋帆走協会(以下「外帆」という。)と称する。

<目的>

第2条 「外帆」は海を愛し、海での遊びを通して会員の相互関係に寄与する者の集まりとする。

<事業>

第3条 「外帆」は海での遊びの企画、提案、広報宣伝、運営などの事業を行う。

<会員>

第4条 「外帆」は第2条を了解し、入会手続きを済ませた者を会員とする。

<役員>

第5条 「外帆」に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 随時、会長の委嘱を受けた者

<役員を選任>

第6条 第5条(1)、(2)、(3)は会員の選挙により選出される。

<役員の職務>

第7条 役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は「外帆」を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある、または欠けた時はその職務を代理する。
- (3) 監事は「外帆」の会計を監査する。

<役員任期>

第8条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

<召集>

第9条 「外帆」の会議は、会長が招集する。

- (1) 総会
- (2) 臨時総会
- (3) 役員会

<運営委員会>

第10条 「外帆」は、必要に応じて運営委員会を設置する。

<事務局>

第11条 「外帆」の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は会長が定める所に置く。

<経費>

第12条 「外帆」の経費は、会員の負担する会費、その他の収入をもって充て、会費は協議の上、決定する。

<会計期間>

第13条 「外帆」の会計期間は、毎年4月1日～翌年3月31日とする。

<その他>

第14条 この会則に定めるものの外、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

1、平成13年度の会計期間は、第13条の規定にかかわらず 月 日～翌年3月31日までとする。